令和６年７月１１日

精華町における公会計活用に向けての取り組みについて

精華町総務部財政課長(兼)デジタル推進室長
西川　和裕

精華町のご紹介

- 人口36,311人（7月1日現在）
- 京都府の南西端に位置、面積25.68㎢
- 平成17年国勢調査で人口増加率全国1位を記録（29.9%増）
- 関西文化学術研究都市（けいはんな学研都市）」の中心地
- 町域の約6分の1を陸上自衛隊祝園分屯地（祝園弾薬支処）が占める。
- 平成30年にふるさと納税流出が町村部で全国1位と報道される。

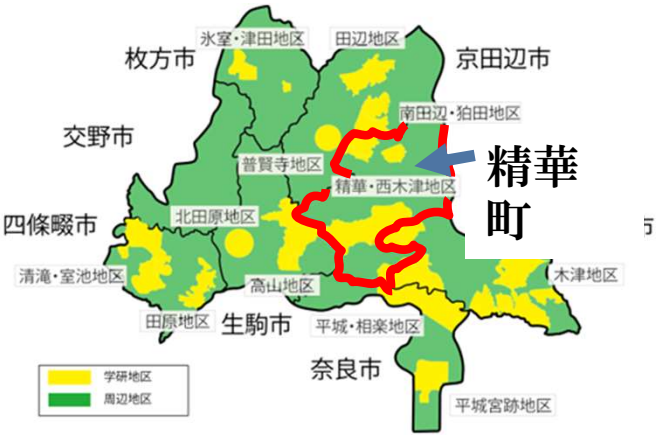

関西文化学術研究都市
（けいはんな学研都市）

精華町広報キャラクター
京町セイカ

今回の主な内容

①精華町の財政運営における課題とこれまでの経過

②公共施設総合管理計画の改定

③固定資産台帳をより有効なツールとするためには

④今後の公会計活用に向けて

■ 本講演における意見・見解に亘る部分は、発言者の個人的見解であり、所属組織を代表するものではありません。

①精華町の財政運営における課題とこれまでの経過

- 公債費及び立替施行償還金をはじめとする義務的経費が慢性的に財政を圧迫している。（経常収支比率97%（令和5年度決算ベース））

  ⇒単年度のキャッシュフローに常に気を配らなければならない。

- 毎年度の予算において、当初予算（150～160億円規模）で財政調整基金及び減債基金の取り崩しを５～６億円計上しないと編成が難しい。

  ⇒財源確保に向けた基金造成、債務償還と新規借入のバランス、経常経費のコントロールを中長期的な視点で管理しなければならない。

- 公共施設の総数は比較的に少ないものの整備時期が近く、更新時の負担が大きくなる恐れがある。（学研都市建設に伴う急激なハード整備）

  ⇒施設の長寿命化や計画的更新を行うためのストックマネジメントが必要となる。

中長期的な視点での財政運営を図るために、公会計情報を活用することができないか。

①精華町の財政運営における課題とこれまでの経過

✓ 平成１８年度以前
　総務省方式による財務諸表（３表）の作成
✓ 平成１９年度
　総務省方式改定モデルによる財務諸表（４表）の作成
✓ 平成２７年度
　「公共施設等総合管理計画」の策定
✓ 平成２８年度
　財務会計システムによる発生主義に基づく日々仕訳の実施
　固定資産台帳の整備
✓ 平成２９年度
　統一的な基準による財務書類（４表）の作成（H28決算より）
✓ 平成３０年度
　「精華町公共施設使用料等設定基準」の策定
✓ 令和３年度
　「公共施設総合管理計画」の改定

②公共施設総合管理計画の改定

「令和３年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(総務省自治財政局財務調査課長)

地方公会計（固定資産台帳）の活用（指針P.７ 第三 六）

- 地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たって前提となるものであり、その活用の考え方について盛り込むことが望ましいこと。なお、地方公会計の情報の適切な活用のためには、毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書類を作成・更新することが適当であること。

固定資産台帳の「取得価格、取得年月日、耐用年数」などを基に、①単純更新をする場合、②長寿命化対策を反映する場合で試算を行った。

②公共施設総合管理計画の改定

単純更新の場合の試算結果

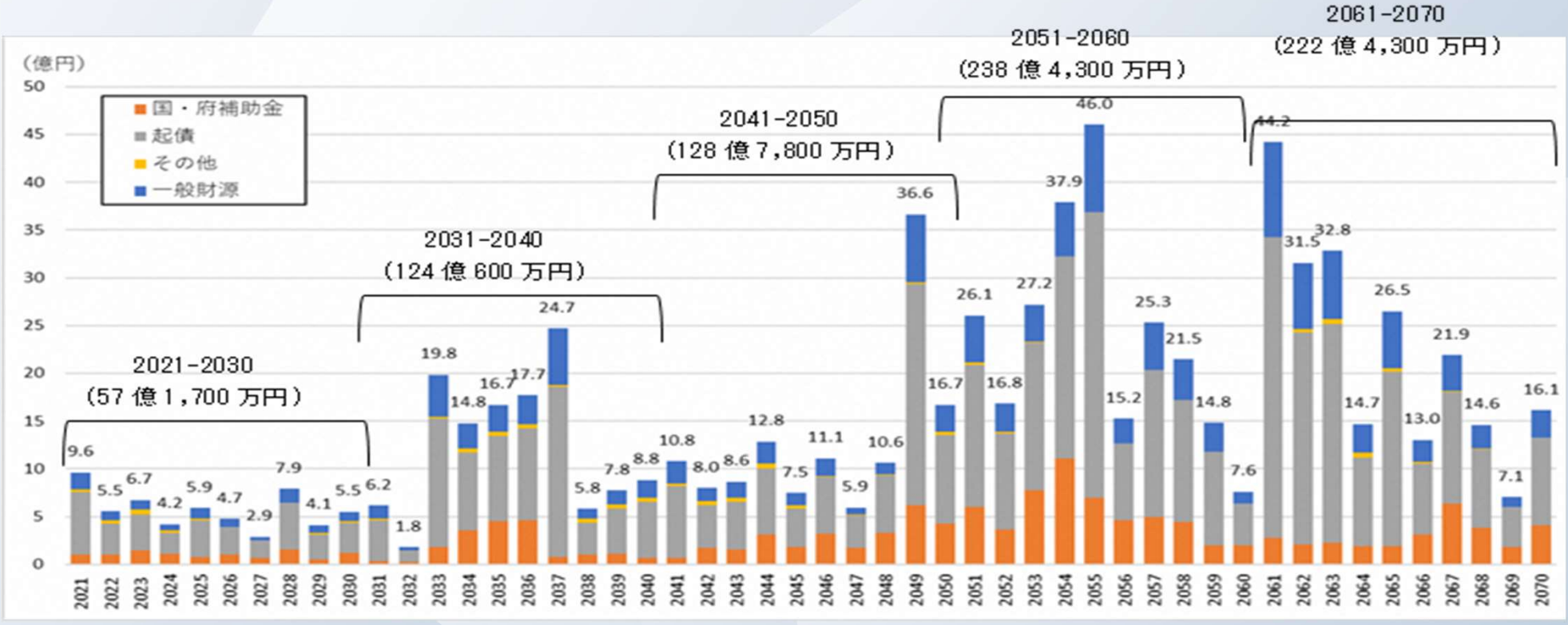

②公共施設総合管理計画の改定

長寿命化対策をした場合の試算結果

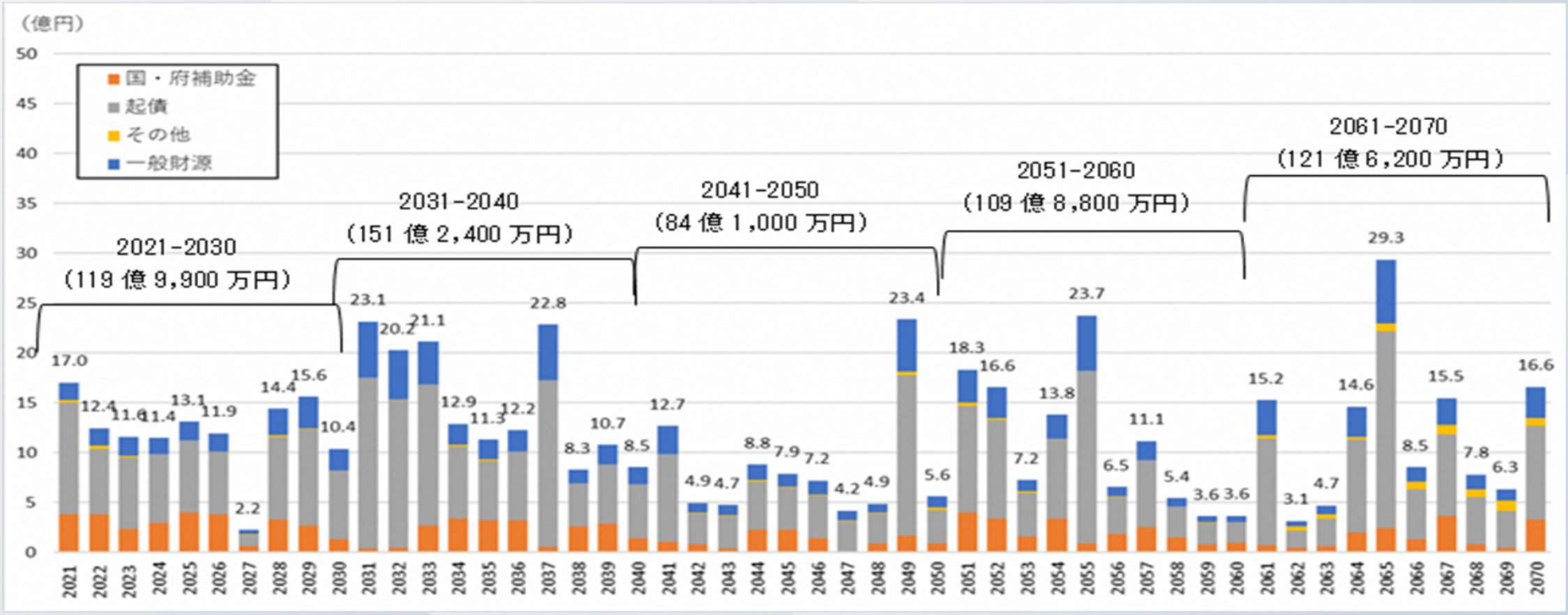

②公共施設総合管理計画の改定

- ✓インフラ資産（道路・橋りょう・上下水道）は個別に更新計画を立てることを前提とした。
- ✓インフラ資産を除く公共施設の、2070年までの更新にかかる総事業費は単純更新で約771億円、長寿命化対策をすることで約587億円に圧縮される試算となった。
- ✓単純更新をする場合よりも１年あたりの経費を平準化することができる見込みとなった。

②公共施設総合管理計画の改定

地方債発行と償還に着目し、「元金償還の範囲内での借入れ」と「元金償還の範囲を超える借入れ」を可視化し、仮に元金償還額を超過する借入分を一般財源に振り替え、長寿命化対策を反映した場合の一般財源に足し合わせることで、債務バランスを考えた場合の所要一般財源の推計を行った。

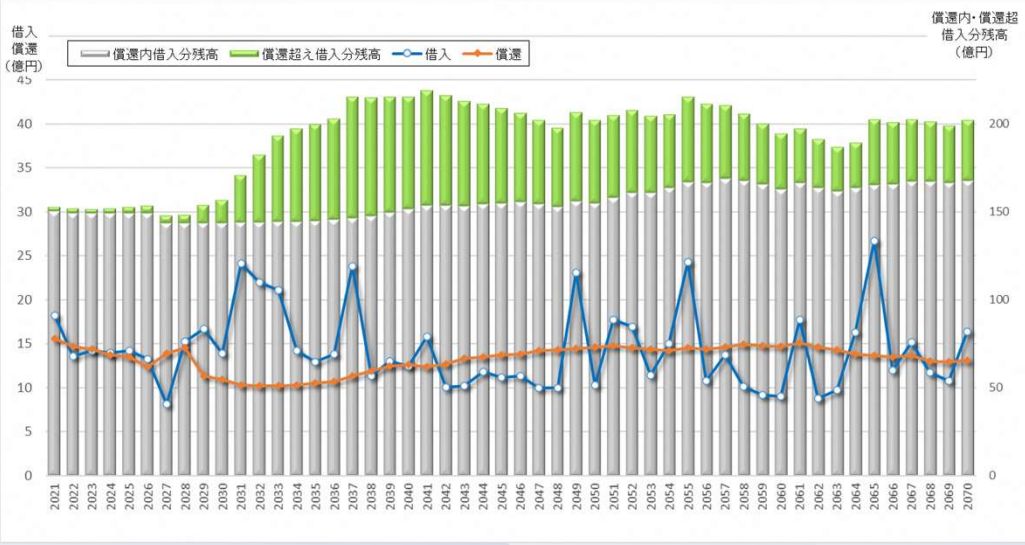

図：長寿命化対策を反映する場合の地方債の推移

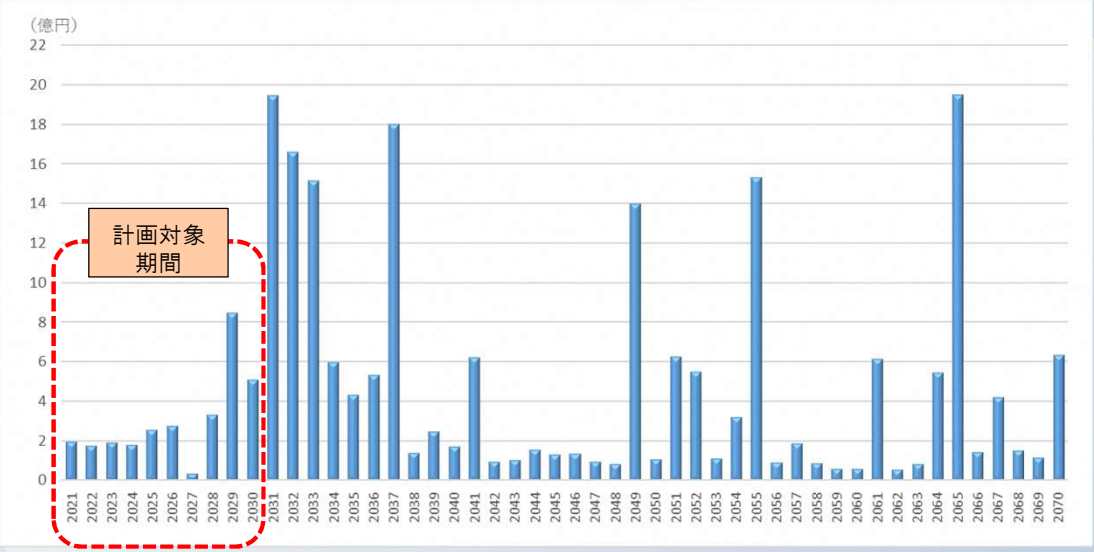

図：償還額範囲内で借入を行った場合の一般財源の推移

②公共施設総合管理計画の改定

✓計画終了時である10年後（2030年）の数値目標

- **公共施設等総合管理基金残高を3億5,000万円以上とする。**

  ※計画期間（10年間）の一般財源の年平均1億9,100万円と50年間の一般財源の年平均2億2,600万円の差額3,500万円/年を10年間積み立てた金額。

- **公共施設等（インフラ除く）の有形固定資産減価償却率を63%以内とする。**

  ※改修・更新をせず10年後を迎えると公共施設等（インフラ除く）の有形固定資産減価償却率は78.3%となるが、長寿命化対策を行い増加を抑制する。

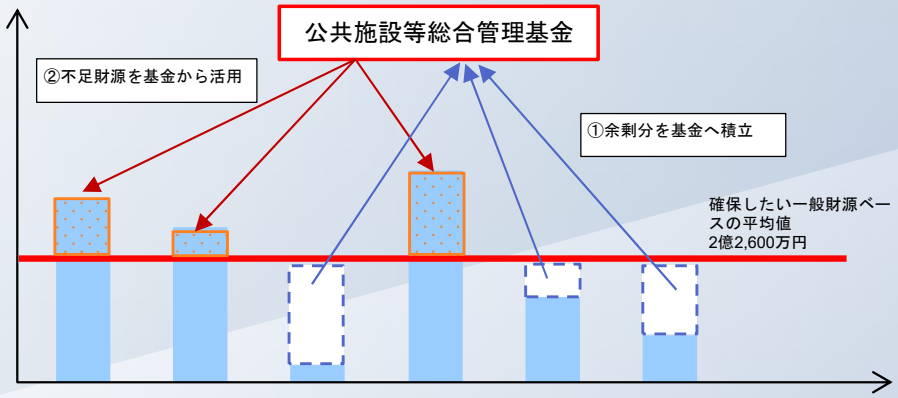

公共施設等総合管理基金の活用イメージ

③固定資産台帳をより有効なツールとするためには

✓地方公会計の活用といえば？

- 非資金取引を用いたフルコストでの事業評価
- ストック情報を用いた財政シミュレーション
- 事業別評価の他に施設別・施策別での評価
- 減価償却の概念による施設マネジメントへの活用

‥など

③固定資産台帳をより有効なツールとするためには

減価償却費とは

減価償却費は、固定資産の価値の低下を**事前**に考え、その額を**会計期ごとに見積もる費用**のことです。一般的に土地を除く資産は、使い続けるうちに経済的な価値が下がります。こうした価格の低下を事前に考え、使用可能な期間に従って見積もった費用を「減価償却費」と呼びます。

※copilot参照

取得価額　５００　　耐用年数　５年

※定額法で残存価額０であると仮定

１年に赤枠ずつ（５００÷５）「減価償却費」が発生し、１００ずつ簿価が下がっていく

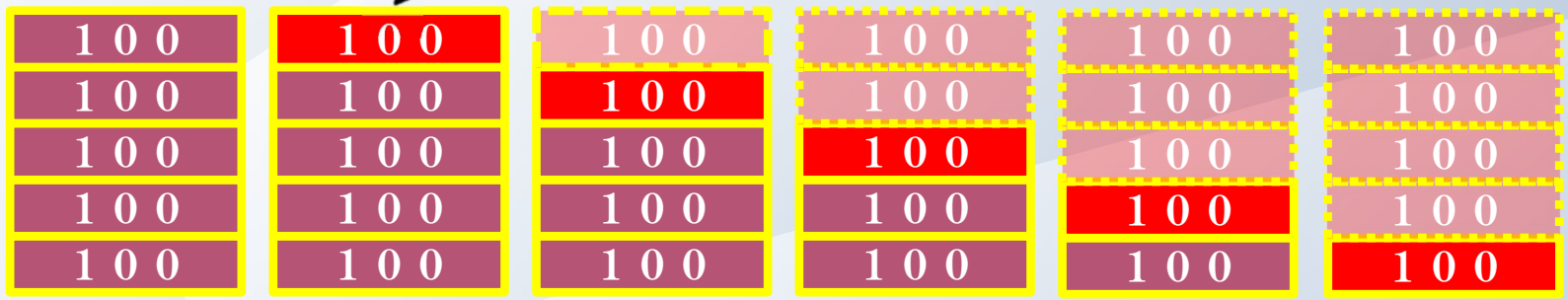

	N年度	N＋１年度	N＋２年度	N＋３年度	N＋４年度	N＋５年度
簿価	５００	４００	３００	２００	１００	０
減価償却累計額	０	１００	２００	３００	４００	５００
有形固定資産減価償却率	０％	２０％	４０％	６０％	８０％	１００％

③固定資産台帳をより有効なツールとするためには

一般的な公会計の活用例として、減価償却の概念を用いることで、有形固定資産の経年劣化を把握し、有形固定資産減価償却率によって老朽化の度合いを算定し、施設等の更新計画に活用することが挙げられます。

精華町における固定資産台帳精緻化の取り組み事例

精華町防災食育センター建設事業（継続費Ｒ３～Ｒ５年度）

総事業額　　約12億3300万円

資本的支出　約12億1700万円

費用　　約1600万円

※今回の研修用に算出した概数のため、実際の決算額とは異なる場合があります。

③固定資産台帳をより有効なツールとするためには

✓ パターン①総取得価格をそのまま一つの資産として台帳登録した場合

総取得価額　約12億1700万円　　総年間減価償却費　約3000万円

名称	構造等	耐用年数	取得価額
防災食育センター（直接分）	鉄骨鉄筋コンクリート	41	1,216,898,518

✓ パターン②設計図書を基に計６０個の資産に分類して台帳登録した場合

総取得価額　約12億1700万円　（初期）総年間減価償却費　約6200万円

年間の減価償却費の差が3000万円以上に！

名称	構造等	耐用年数	取得価額
防災食育センター（直接分）	鉄骨鉄筋コンクリート	41	23,964,470
防災食育センター（本館）／機械（空気調和設備）	冷房又は暖房設備/その他のもの	15	35,649,643
防災食育センター（本館）／機械（消火設備）	消火、排煙又は災害報知設備	8	760,225
防災食育センター／電気（受変電設備）	電気設備/その他のもの	15	79,519,149
：	：	：	：
防災食育センター／電気（防犯・入退室管理設備）	電気設備/その他のもの	15	1,281,886
合計			1,216,898,518

③固定資産台帳をより有効なツールとするためには

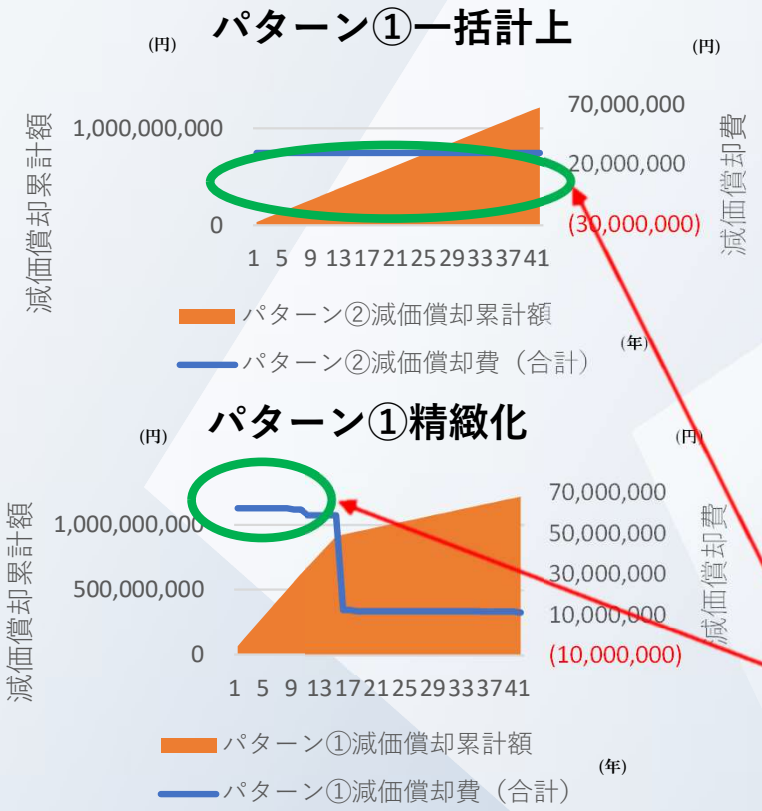

減価償却費を正しく測定することで、更新時期の備えにつながる。

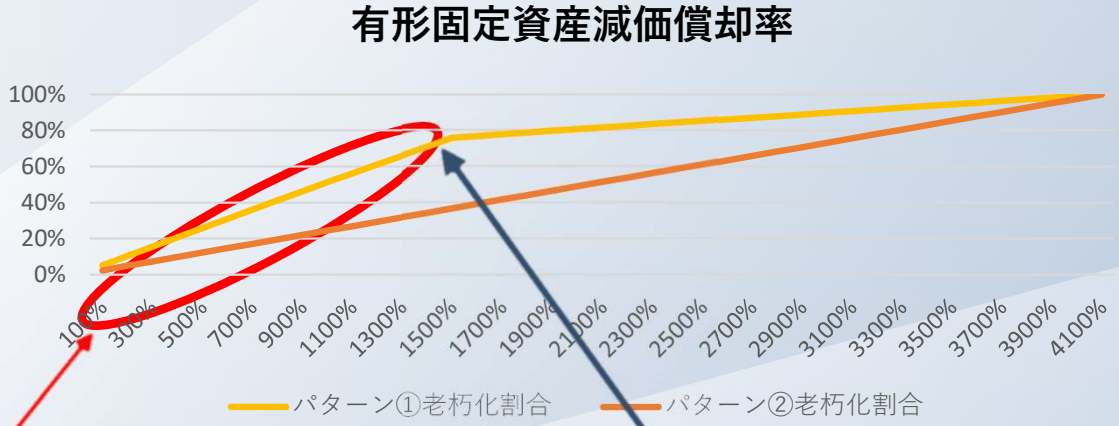

早い段階で老朽化が高くなっていることから適切に部分更新時期に気づくことができる。

③固定資産台帳をより有効なツールとするためには

✓固定資産台帳を精緻化し、正しく減価償却費を算定することで効果的な施設マネジメントに活用することが考えられます。

そのためには…

- 資産を用途ごと、耐用年数ごとに分け、適切に台帳を更新し続けること。
- 耐用年数を正しく設定すること。

考えるべきこと

- 部分毎の更新（長寿命化対策）を台帳へどのように反映させるか？
- 「正しい耐用年数」をどのようにして設定するのか？
- 台帳の更新ノウハウやマンパワーをどうするのか？

③固定資産台帳をより有効なツールとするためには

統一的な基準による公会計マニュアルP.１３３より

> 償却資産に係る耐用年数及び償却率については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「耐用年数省令」といいます。）に規定されている耐用年数に従うこととし、具体的には、「別紙３」及び「別紙４」のとおりとします。なお、端数が生じた場合においては、１円未満を切り捨てます。

- 現在の建築物や大型設備・備品等と照らし合わせた場合、適切な耐用年数が導き出しにくい可能性がある。
- 特に、空調や照明器具といった設備関係においては検討の余地が考えられる。

同公会計マニュアルP.157より

別紙3－2

主な建物の耐用年数表

番号	用途名称	A 鉄骨鉄筋コンクリート	B 鉄筋コンクリート	C 鉄骨コンクリート	D 無筋コンクリート	E コンクリートブロック	F れんが造	G プレストレスコンクリート	H プレキャストコンクリート	I 土蔵造	J 鉄骨造	K 軽量鉄骨造	L 木造
1	庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
2	事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
3	倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
4	自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
5	書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
6	車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
7	食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
8	陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
9	校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
10	講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
11	給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
12	体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
13	集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
14	公民館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
15	保健室・医務室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
16	脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
17	保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
18	案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
19	寮舎・宿舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
20	洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
21	浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
22	便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
23	教習所・養成所・研修所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
24	温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
25	小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
26	火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
27	葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
28	霊安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
29	焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
30	塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
31	処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
32	監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
33	滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
34	濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
35	計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
36	ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
37	ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
38	配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
39	住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
40	住宅付属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

※「新地方公会計制度実務研究会報告書」の別表B3に基づき作成している。
出典：財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）

— 157 —

③固定資産台帳をより有効なツールとするためには

監査・保証実務委員会実務指針第 81 号
減価償却に関する当面の監査上の取扱い
（平成２４年２月）

https://jicpa.or.jp/specialized_field/publication/files/2-8-81-2-20120216.pdf

（抜粋）
３項．耐用年数の決定とその変更
11．耐用年数は、減価償却資産（以下「資産」という。）の取得価額から見積残存価額を控除した金額を、規則的、合理的に費用として配分すべき期間をいう。
12．耐用年数は、「資産」の単なる物理的使用可能期間ではなく、経済的使用可能予測期間に見合ったものでなければならない。
13．耐用年数は、対象となる「資産」の材質・構造・用途等のほか、使用上の環境、技術の革新、経済事情の変化による陳腐化の危険の程度、その他当該企業の特殊的条件も考慮して、各企業が自己の「資産」につき、経済的使用可能予測期間を見積もって自主的に決定すべきである。同一条件（種類・材質・構造・用途・環境等が- 3 -同一であること）の「資産」について異なる耐用年数の適用は認められない。
14．「資産」の使用状況、環境の変化等により、当初予定による残存耐用年数と現在以降の経済的使用可能予測期間とのかい離が明らかになったときは、耐用年数を変更しなければならない。

- ◆自治体の所有する施設の経済的使用可能年数は民間基準でよいのか？
- ◆自治体ごとに設定してもよいのか？
- ◆長寿命化を行った際の台帳計上方法はどのようにすればよいか？

③固定資産台帳をより有効なツールとするためには

✓長寿命化対策を行った際の固定資産台帳更新についての検討

パターン①

経過年数	工事	取得価額	耐用年数
1	新規取得	1000	50
21	大規模改造	250	50
41	長寿命化	600	50
61	大規模改造	250	50

従来通り工事があるごとに法定耐用年数どおりに台帳計上する方法

パターン②

経過年数	工事	取得価額	耐用年数
1	新規取得	1000	50

長寿命化対策

年数	工事	取得価額	耐用年数
1	新規取得	1000	80
21	大規模改造	250	59
41	長寿命化	600	39
61	大規模改造	250	19

残存年数（使用可能年数-経過年数）を耐用年数と設定し、台帳に計上する方法。
長寿命化工事を行った場合、過去に台帳に計上している資産とその後工事を行った内容について使用可能年数を８０年（総合管理計画長寿命化後目標年数）に設定しなおす。

③固定資産台帳をより有効なツールとするためには

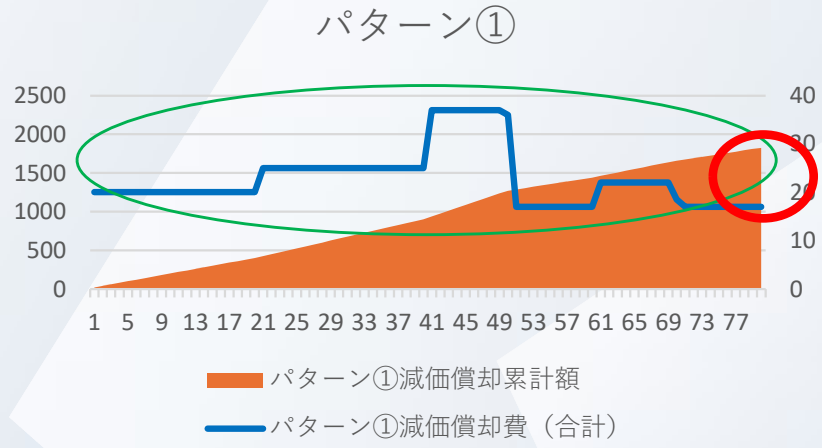

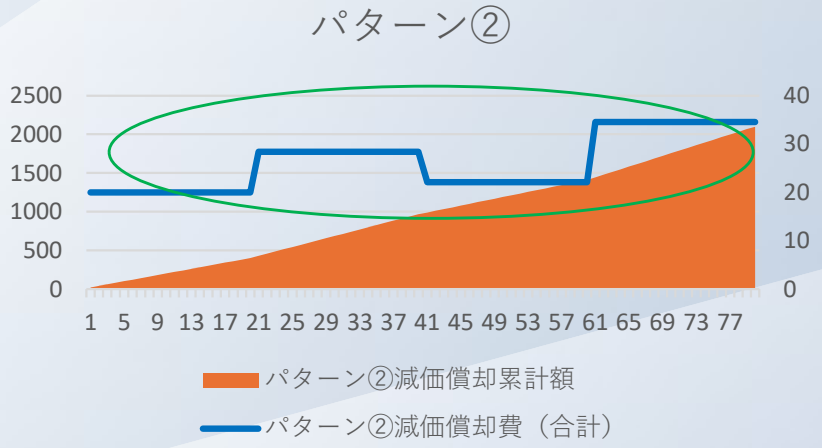

パターン①
当初の工事費が大きいため４０～５０年目をピークに早期に減価償却が行われ、その後の減価償却費は逓減する。
建て替え予定時の８１年目に残存価額があり、建て替え時に除却損が発生する。

パターン②
減価償却費はバラつきが出にくく逓増する。
建て替え予定時には減価償却済みとなり、残存価額は無くなる。
台帳を精緻化するほど効果が現れやすい。

④今後の公会計活用に向けて

- ✓ これまで「財務会計」について検討は進められてきた。
- ✓ しかし、意思決定のツールとして「管理会計」の視点からの検討を深める必要があるのでは。
- ✓ その意味で、固定資産台帳は管理会計に有効なツールとなり得る。
- ✓ システム化も含めて、公会計を管理会計に活用することに主眼をおいた検討が進むことが望ましい。

④今後の公会計活用に向けて

- ✓ 公会計の活用を推進するための体制確保が課題
  - マンパワーの不足
  - ノウハウの蓄積、継承
  - 品質維持のためのコスト、費用対効果
- ➢ 専門家への委託（技術助言、台帳更新など）
- ➢ 大学機関との連携
- ➢ 十分な活用ができれば費用対効果は大きい
- ➢ 小規模自治体が独自に取り組むにはハードルが高いのも実態

参考

- ✓ 精華町の財政状況を住民に分かりやすくお知らせすることを目的に作成している財政状況公表資料
- ✓ 「予算のあらまし」と「決算のあらまし」を、毎年度それぞれ5月と10月に各戸配布している。

予算・決算のあらまし
https://www.town.seika.kyoto.jp/chosei/gyosei_joho/2/6/index.html

予算のあらまし

決算のあらまし

ご清聴ありがとうございました